# 株式会社そわか リハビリ特化型デイサービス リハビリの羽

# 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	リハビリ特化型デイサービス リハビリの羽	
所在地	埼玉県春日部市金崎987-8	
事業者指定番号	地域密着型通所介護 第一号通所介護	
管理者	清水 千草	
連絡先	電話:048-812-8216	
上 连	FAX:048-812-8316	

#### 2. 事業所の職員体制

職種	業務内容	勤務形態•人数	
管理者	<ul> <li>・従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>・従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>・利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。</li> <li>・指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。</li> </ul>	常勤1名以上	
生活相談員	・利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 ・それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います	常勤1名以上	
看護職員	<ul><li>サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</li><li>利用者の静養のための必要な措置を行います。</li><li>利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ul>	常勤•非常勤 1名以上	
介護職員	<ul><li>・地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</li></ul>	常勤・非常勤 1名以上	
機能訓練指導	・地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常勤・非常勤 1名以上	

## 3. サービス提供地域

埼玉県春日部市春日部市 飯沼、米崎、米島、東中野、新宿新田、上金崎、金崎、西金野井、大衾、神間、榎、立野、小平、椚、下吉妻、上吉妻、西宝珠花、西親野井、塚崎、倉常、芦橋、木崎、牛島、新川、赤沼、銚子口、藤塚、六軒町、水角、赤崎、永沼、下柳、上柳地区

#### 4. 営業日・営業時間

① 営業日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
X	0	0	0	0	0	X	0

○が営業日、×が休業日です。

その他の休日:年末年始(12月31日~1月3日)

祝日で土曜日 夏季休暇(当社指定)

② 営業時間

8:30~17:30 を営業時間とする。

5. サービス提供時間・定員

午前: 9:00~12:05 定員8名 午後:13:30~16:35 定員8名

6. サービス内容

移動・排泄介助:状況に応じて介助を行います

健康チェック:バイタル測定により健康管理を行います

送迎:ご自宅から施設までの送迎を行います

機能訓練:心身の状況に応じ、計画に沿った機能訓練を実施します レク・イベント:楽しみや刺激ある時間が過ごせるようにします 相談援助:日常生活・家族介護等について相談援助を行います

### 7. 利用者負担金

- ① 介護保険の適用がある場合は、原則として介護保険負担割合証に従った負担額となります。介護保険の限度額を超えての利用分については、全額お客様負担となります。
- ② 基本料金(介護保険適用分)は別紙に示すとおりです
- ③ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります 自費で頂くもの

レクリエーション材料費 : 実費

オムツ : 100円もしくは実費

飲み物代等 : 1日あたり 50円

複写物 : 一枚1O円

その他(日常生活に要する費用) : 実費

#### 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費(送迎)の実費を負担していただきます。

実費の額は、区域を越えて片道1km毎に20円です。

#### 8. キャンセル

① サービスの利用をキャンセルする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

リハビリの羽

電話 : 048-812-8216

営業時間内でのご連絡をお願い致します。

(2) 利用者様の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用 の前日までにご連絡下さい。

当日のキャンセルに関しては、要介護の方は介護保険負担分とお飲み物代の100%相当額のキャンセル料をいただきます。要支援・事業対象の方はお飲み物代のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、飲み物代のみのお支払いとなります。

③ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断り する場合がございます

他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

### 9. サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合が ございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

- ③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)
- 1) 利用者様が介護保険施設に入所、あるいは死亡した場合
- 2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、 非該当〔自立〕と認定された場合
- 3) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

#### 10. お支払い方法

月末で締めた1ヶ月分の御請求書を、翌月上旬以降に担当者よりお渡し致します。口座振替の場合、利用月の翌々月に引き落としとなります。または、後日当事業所にてお支払い下さい。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に 支払われない場合があります。その場合は、一旦一日あたりのご利用料金全額 を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これを春日部市の窓口に提 出の上、差額の払い戻しを受けて下さい。

## 11. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の 打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業者 等へ連絡します。

医療機関等	主治医の氏名	
	医療機関	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	続柄	
	連絡先	
居宅介護支援	介護支援専門員	
	支援事業所	
	連絡先	

#### 12. 事故発生時等の対応

万一、指定地域密着型通所介護等の提供により事故・トラブルが発生した場合は、担当居宅介護支援事業者、市町村およびご家族様に連絡をし、適切にかつ迅速に対応し、その内容に応じて利用者様の主治医等へ連絡し指示を仰ぎます。また、利用者様に対する指定地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 介護事業者賠償責任保障

補償の概要 介護サービス提供中に利用者様に損害を与えた場合

13	8. 相談窓□・	苦情対応		
① 当事業所の地域密着型サービス、第一通所事業サービスに関するご認・苦情を承ります。				二相
		電話番号	048-812-8216	
	当事業所の	FAX番号	048-812-8218	
	相談窓口	相談担当者	宮島 佑介、太田 宏昇、清水 千草	
		対応時間	営業時間内(FAXは、24時間)	

② 公的機関においても、次の機関にて苦情申し出等ができます。 春日部市役所 介護保険担当課 電話 048-736-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	_
実施した評価機関の名称	_
評価結果の開示状況	_

- \* 指定地域密着型通所介護サービス及び、第1号通所事業契約の締結に あたり、上記により重要事項を説明しました。
- \* 重要事項事項説明書において、介護保険法改正に伴う事項等の軽微な変更については、別途案内文を通知することをもってこれに代えさせて頂きますので、ご確認下さい。

事業者名 株式会社そわか

代表取締役 太田 宏昇

事業所名 リハビリ特化型デイサービス リハビリの羽

説明者 清水 千草 印

\* 契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け同意しました。

利用者

<u>氏名</u> <u>印</u> 家族代表

氏名 印

又は代理人

氏名 印

リハビリ特化型デイサービス リハビリの羽 重要事項説明書 別紙料金表 介護予防通所介護相当サービス費・事業対象者 利用時間3時間程度 第6級地:1単位10.27円 (負担割合1 (負担割合2 自己負担金 単位数 利用料 割) 割) (負担割合3割) 要支援1•事業対象者 1回/週 1798 月 18465 円 月 1847 円 月 3693 円 月 円 5540 要支援2•事業対象者 2回/週 3621 37187 円 月 3719 円 月 7438 円 月 円 月 11157 科学的介護推進体制加算 1月につき 円 +40410 41 円 82 円 123 円 • 厚生労働省に各情報を提出し、 その集まったデータをサービス向上のために有効活している場合 送迎減算 片道につき -482円 -49 円 -97 円 円 -47-145 利用者に対してその居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 支援1 円 円 サービス提供体制強化加算 I +88 903 91 円月 181 归 271 月 円 月 円 サービス提供体制強化加算 I 支援2 円 円 543 円 +176月 1807 月 181 月 362 归 介護職員の総数のうち、 介護福祉士の閉める割合が7割以上である場合 円 事業所評価加算 円 124 円 247 田旧 370 +1201232 月 归 ・要支援状態の維持改善の割合が一定以上となった場合 所定単位数に92/1000を乗じた単位数 介護職員の資質向上を 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 計画的に行っている場合 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に90/1000を乗じた単位数 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に80/1000を乗じた単位数 地域密着型通所介護費 利用時間3時間以上4時間未満 地域密着型通所介護費 第6級地:1単位10.27円 (負担割合1 (負担割合2 自己負担金 単位数 利用料 状熊区分 割) 割) (負担割合3割) 要介護1 1日につき 4272 円 428 円 855 円 1282 円 416 要介護2 1日につき 円 円 円 1473 円 478 4909 491 982 1日につき 円 要介護3 540 5545 555 円 1109 円 1664 円 要介護4 1日につき 600 6162 円 617 円 1233 円 1849 円 1日につき 円 要介護5 円 1362 円 2043 663 6809 681 円 個別機能訓練加算(I)イ11回につき +56 575 円 円 115 円 円 58 173 個別機能訓練加算(I)口 円 円 円 円 |1 回につき +76 780 78 156 234 個別機能訓練加算Ⅱ 1月につき +20 205 円 21 円 41 円 円 62 ・機能訓練士等が居宅を訪問した上で計画を作成し、心身の状態に応じて個別を重視した計画を作成し機能向上目的の訓練を行った場合 科学的介護推進体制加算 1月につき +40 円 82 123 410 41 円 円 円 その集まったデータをサービス向上のために有効活している場合 厚生労働省に各情報を提出し、 入浴介助加算(I) 1回につき +40 円 41 円 82 円 123 円 410 ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、 入浴介助する場合 |1 月につき ADL維持加算(I) 円 円 62 円 93 円 +30308 31 1月につき ADL維持加算(Ⅱ) 円 円 円 円 +60616 62 124 185 ADLの維持または、改善の度合いが一定の水準を超えた場合 サービス提供体制強化加算 1 1 回につき +22 225 円 23 円 45 円 円 68 ・介護職員うち、介護福祉士の閉める割合が7割以上、若しくは勤続10年以上介護福祉士2 5%以上 円 送迎減算 片道につき -47-482 円 -49 円 -97 円 -145 利用者に対してその居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 介護職員の資質向上を 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に92/1000を乗じた単位数 計画的に行っている場合 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に90/1000を乗じた単位数 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数に80/1000を乗じた単位数 R2.4.1より施行 R4.10.1改定 R3.4.1改定 R6.4.1改定 R4.4.1改定 R6.6.1改定